

都道府県レクリエーション協会 事務局長 様

平素は大変お世話になっております。

新型コロナウイルス感染症につきまして、スポーツ庁より追加の情報共有に関する連絡がありましたのでご連絡致します。

貴協会・貴団体におかれましても関係各所への周知をお願い頂きたく、宜しく願い申し上げます。

内容は下記の通りです。

(以下原文) =====

本日、第 32 回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、新型コロナウイルス感染症への水際対先の根本的強化に向けた新たな措置として、以下の項目が追加されました。

○入国拒否対象地域の追加(法務省)

入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、以下 14 か国の全域を指定。14 日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする。

(注)アラブ首長国連邦、アンティグア、バーブーダ、ウクライナ、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、ジブチ、セントクリストファー・ネイビス、ドミニカ共和国、バルバドス、ベラルーシ、ペルー、ロシア

※本措置を受け、入国拒否を行う対象地域は、合計で 87 か国・地域となります。

※実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者も対象です

※4 月 29 日午前0時から当分の間実施

○検疫の強化(厚生労働省)

(1)14 日以内に、上記の入国拒否対象地域に滞在歴のある入国者について、PCR 検査の実施対象とする。

※実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者も対象です

※4 月 29 日午前0時から当分の間実施

○実施中の水際対策の継続

これまで、第 20 回、第 22 回、第 23 回及び第 25 回新型コロナウイルス感染症対策本部において、4 月末日までの間実施することとした検疫の強化、査証の制限等、航空機の到着空港の限定等及び到着旅客数の抑制の措置の実施期間を更新し、5 月末日までの間実施する。

官邸のホームページにも資料があがっておりますので、共有します。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

引き続き、十分ご留意いただきますよう、よろしく申し上げます。